

校正依頼分銅確認表の記入方法

赤色太線枠内の事項を記入しご提出ください。

校正依頼分銅確認表は、ご依頼いただいた分銅を確認するために必要な書類です。

申請いただく場合は、事前に記入し申請書とともにご提出いただけますよう、お願いいたします。

(確認表は1枚50個までが記入できる様式です。50個以上を申請される場合は、同様式を追加し記入してください。)

① 「申請者名」、「精度等級」、「器物番号」、「校正範囲」は校正依頼申請書のとおり記入してください。

- ・ 「分銅製造事業者」は、不明の場合は、空欄のままかまいません。
- ・ 「校正証明書必要発行数」は、必要な部数を記入してください。

③ 収納箱がある場合に記入してください。

④ 校正証明書へ記載する「依頼者名」・「住所」が記載してある「名刺」や「パンフレット」等を貼付してください。(対象箇所のみコピーして貼付)
なお、記載する必要がないものは、二重線で抹消してください。

⑤ 英文の参考様式をご希望される方は「有」を○で囲み、④と同様に英文で記載された名刺等を貼付してください。

⑥ 校正立会いを希望する場合は「有」を○で囲んでください。(別途「様式5 校正立会い依頼書兼承認書」の提出が必要です。)

⑦ 申請にお越しになった担当者の部署および氏名を記入してください。

様式4 校正依頼分銅確認表 (精度等級及び器物番号ごとに作成してください。)

※本欄枠の由を記入してください。

① 申請者名	依頼者名	表面へ記載 (名刺等を貼付してください)
精度等級	F ₂ M ₁ M ₂	校正証明書
器物番号	Kg g mg ~ kg g mg	必要発行部数
校正範囲		校正証明書番号
分銅製造者		

※「層・汚損」の確認は、申請者の立会いで行う。<部位の記入例：分銅上部より＝頭・層・周・底とする。>

No.	形状・材質	公称値	層・汚損	校正済	No.	形状・材質	公称値	層・汚損	校正済
1	Kg g mg				26	Kg g mg			
2	Kg g mg				27	Kg g mg			
3	Kg g mg				28	Kg g mg			
4	Kg g mg				29	Kg g mg			
5	Kg g mg				30	Kg g mg			
6	Kg g mg				31	Kg g mg			
7	Kg g mg				32	Kg g mg			
8	Kg g mg				33	Kg g mg			
9	Kg g mg				34	Kg g mg			
10	Kg g mg				35	Kg g mg			
11	Kg g mg				36	Kg g mg			
12	Kg g mg				37	Kg g mg			
13	Kg g mg				38	Kg g mg			
14	Kg g mg				39	Kg g mg			
15	Kg g mg				40	Kg g mg			
16	Kg g mg				41	Kg g mg			
17	Kg g mg				42	Kg g mg			
18	Kg g mg				43	Kg g mg			
19	Kg g mg				44	Kg g mg			
20	Kg g mg				45	Kg g mg			
21	Kg g mg				46	Kg g mg			
22	Kg g mg				47	Kg g mg			
23	Kg g mg				48	Kg g mg			
24	Kg g mg				49	Kg g mg			
25	Kg g mg				50	Kg g mg			

③

形状	収納内容	備考	数量

形状と材質の記入例

形状 円筒形、立方体、板状(多角形シート)、線状(ワイヤ)、環状(リング)等、材質は事前に確認してください。

材質 ステンレス、黄銅(ブロンズ)、洋銀、アルミ、鋼鉄、その他()

構成検査	申請内容確認	校正作業終了	特記事項	依頼品・校正証明書発行確認
実施者	校正担当責任者	校正担当者		申込者 白岩
印字	印字	印字		返却日

② 分銅の形状、材質を青色太線枠の「形状と材質」を参考にして記入してください。

公称値欄は、該当する質量値を記入するとともに、計量単位を○で囲んでください。

識別は、「識別番号」や「・」や「曲がり」等がある場合に記入してください。

裏面

様式4の裏面

記入上の注意事項

依頼者名及び依頼者住所は校正証明書へ記載するため、以下の事項にご注意ください。

1. 手書きは誤認の恐れがあるため、名刺、会社案内等(コピー可)を貼付してください。
2. 英文参考文書(校正証明書裏面へ印刷)を希望する場合、希望の「有」に○を記入し、貼付欄に印刷した英文の依頼者名及び依頼者住所を貼付してください。
3. 記入事項に誤りがあった場合、校正証明書の訂正は行っておりませんので記入内容を十分ご確認ください。

依頼者名及び依頼者住所

④ 貼付例

東京都計量検定所
検定一測
東京都新砂 3-3-41
03-5617-6686

⑤ 英文参考文書の希望 (有 ・ 無)

⑤、⑥を希望しない場合は、無を○で囲みます。

自己の依頼する校正の立会いの有無

⑥ 校正立会いの希望 (有 ・ 無)

⑦ 依頼者担当部署
担当者名

<申請時の注意事項>

記入いただいた事項をもとに、JCSS 校正証明書を作成いたします。

ただし、OIML R111-1、JIS B 7609、基準器検査規則等のいずれかに適合しないものは「JCSS 標章付校正証明書」を発行いたしませんので、法令、規格とご依頼の分銅を照合したうえで申請してください

なお、次ページに参考資料を添付しましたのでご利用ください。

また、詳細のご相談も受付しております。

東京都計量検定所が実施する JCSS 校正の特色

- ◇ 実用レベルの 1 mg から 1000 kg までの分銅の校正を実施
- ◇ 計量行政機関として蓄積した各種ノウハウを反映した作業と行政唯一の実施機関
- ◇ 基準器検査と合わせてご利用いただく場合は、基準器検査手数料を割引



当所は、認定基準として ISO/IEC 17025 を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関 (IAJapan) は、アジア太平洋認定協力機構 (APAC) 及び国際試験所協力機構 (ILAC) の相互承認に署名しています。東京都計量検定所は、国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者です。JCSS 0114 は当所の認定番号です。

基準器検査及び JCSS 校正の実施内容 (東京都)

- ◇ 東京都が JCSS 校正を実施する「標準分銅」等
 - 基準器検査規則に適合する基準分銅 一級 (1 mg から 20 kg)、二級 (10 mg から 1000 kg)、三級 (10 mg から 1000 kg)
 - OIML R111-1 に適合する標準分銅 F₂ 級 (1 mg から 20 kg)、M₁ 級 (10 mg から 1000 kg)、M₂ 級 (100 mg から 1000 kg)
 - JIS B 7609 に適合する標準分銅 F₂ 級 (1 mg から 20 kg)、M₁ 級 (10 mg から 1000 kg)、M₂ 級 (100 mg から 1000 kg)
 - ◇ 基準器検査 (基準分銅) の合格条件 (以下は、基準器検査規則及び OIML R111-1 等を抜粋し記載したものです。)
 - 基準器検査規則に定める基準分銅 (表す質量、公差、形状、材質、密度が OIML R111-1 に準じたものを含む)
- 注 OIML R111-1 及び JIS B 7609 (JIS マーク付き分銅含む) に準拠した分銅であっても、基準器検査規則の合格条件に適合していないものは、基準器検査証印及び基準器検査成績書の交付ができませんので、事前にお問い合わせください。
- ・ 表記は、容易に消滅せず、鮮明で、誤記や誤認のおそれ無く、見やすい個所に「器物番号」及び法定計量単位等の記号 (mg、g、kg、t) を付す。(「計量法関係法令の解釈運用等について (経済産業省計量行政室)」では、「計量単位の表記は必ずしも必要ではない」とされている。)
 - ・ 基準器の材料の材質は、通常の使用状態において、摩耗、変質、変形又は破損により、その性能及び器差に影響を与えるものであってはならない。

表記	精度等級の表記 ：一級は「F2」、二級は「M1」、三級は「M2」の標識を表記する。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精度等級標識の表記は、市場に供給されている分銅の実情を考慮し OIML R111-1 に準じた表記を認める場合あり。(OIMLR111-1 に準じた精度等級の標識の表記：「F2」⇒「F」、「M1」⇒「M₁」及び「M」、「M2」⇒「M₂」) ・ 下の表に掲げる分銅は、収納する容器の見やすい場所に精度等級の標識が表記されていなければならない。 		
	表す質量の数値の表記 ：上面または側面に表記しなければならない。		
	基準器検査規則第 83 条で表す質量の数値を表記しなくてよいとされたもの	1 mg 10 mg 100 mg 1g (線状) 三角形	2 mg 20 mg 200 mg (線状) 四角形
	基準器検査規則第 83 条で表す質量の数値を表記しなくてよいとされたもの	1 mg (板状) 四角形	2 mg (板状) 三角形
		5 mg 50 mg 500 mg (線状) 五角形	5 mg (板状) 五角形、六角形
	器物番号の表記 ：10 mg 以上は本体に、5 mg 以下と線状は本体又は収納する容器の見やすい場所に表記しなければならない		

材質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「真ちゅう」、「ニッケル」、「洋銀」、「ステンレス鋼」等 ・ 「アルミニウム」、「アルミ合金」が使用できるもの：一級基準分銅で 5 mg 以下のもの又は 10 mg 以下の線状、二級基準分銅、三級基準分銅で 1g 以下のもの ・ 「鋳鉄」、「軟鋼」が使用できるもの：二級基準分銅又は三級基準分銅で 200g 以上 ・ その他、OIML R111-1 に準じたもの
----	--

形状	一級基準分銅 ：円筒形		
	二級、三級基準分銅 ：円筒形 (増しおもり型含む)、角とう形 (枕型含む) その他これらに類する表面積の小さいもの		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1g 以下は、板状又は線状であることを妨げない。(各級共通) ・ 板状又は線状のものを除く 1g 以上は、とがった部分又は角があってはならない。(各級共通) 		
	その他、OIML R111-1 に準じたもの		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1g 未満の分銅は、表に従った形状の多角形の板状又は線状で、取り扱いが容易でなければならない。 ・ 1g の分銅は、平らな多角形板状または線状でもよい。その公称値を表記していない分銅の形状は、表に準拠しなければならない。 		
	表	1 mg, 10 mg, 100 mg, 1000 mg (板状) 三角形 (線状) 三角形, 1 線分	2 mg, 20 mg, 200 mg (板状) 四角形 (線状) 四角形, 2 線分
		5 mg, 50 mg, 500 mg (板状) 五角形 (線状) 五角形, 5 線分	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5kg から 50 kg までの分銅は、円筒形、直方体の形状に加えて取扱いに適した別の形状とすることができ、つかみノブの代わりに心棒、フック、アイフックなど分銅に組み込んだ類いな堅固な取扱い具を設けてもよい。 		

表面	<p>表面が滑らかであるものでなければならない。</p> <p>一級基準分銅：「ニッケル」、「洋銀」、「ステンレス鋼」、「アルミニウム」又は「アルミ合金」以外の金属が材料として使用されているものは、その表面に「ニッケル若しくはクロームメッキ」又は「これらと同等以上の表面加工」が施されており、かつ、そのメッキ又は加工された表面の物質が容易にはく離しないものでなければならない。</p> <p>二級、三級基準分銅：「鋳鉄」、「その他錆が生ずる恐れのある材料」が使用されているものは「エナメルの焼付け加工」又は「これと同等以上の表面加工」が施されており、かつ、その加工された表面の物質が容易にはく離しないものでなければならない。(注：特に「増しおもり型」で真鍮製のものは、ご注意ください。)</p>
----	---

- お問合せ 東京都生活文化局 計量検定所 検定課 質量圧力計担当 電話番号：03-5617-6633 FAX：03-5617-6643
- 所在地 〒136-0075 東京都 江東区 新砂三丁目 3 番 41 号 <東京メトロ東西線 南砂町駅 3 番出口 徒歩 5 分>
- 東京都計量検定所のホームページアドレス <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/keiryu/>